



宮崎県人権啓発シンボルマーク

Vol.15 平成24年 春号

お互いの「人権」を認め合い、大切にすることを育てていくために。

# じんけんの風



## Contents.

- 1 DVのない社会の実現を目指して
- 3 認知症サポーターになろう!
- 4 関係機関・グループ紹介
- 5 えせ同和行為を排除しましょう!
- 6 TO YOUR HEART
- 7 「人権啓発協働推進事業」の取組紹介
- 9 わたしたちの人権講座

宮崎県  
人権啓発センター  
だより

Vol.15

# DVのない社会の実現を目指して

## DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人からふるわれる暴力のことです。

昨年度(平成22年度)、県女性相談所及び県警察本部、県男女共同参画センターに、あわせて1,009件ものDVに関する相談が寄せられています。

暴力には殴る・蹴るといった身体的な暴力だけでなく、精神的・性的暴力など様々な形があり、それらが複雑に重なりあって被害者の心と身体を傷つけます。



パープルのリボン、DV等の暴力防止を訴えるシンボルマークです。

### 身体的暴力

- 殴る、蹴る、物を投げつける、髪を引っ張る
- 刃物などを体に突きつける

### 精神的暴力

- 大声で怒鳴ったり、おどしたりする
- 人前で侮辱的、差別的発言をする、無視する

### 性的暴力

- 性的行為を強要する、避妊に協力しない
- 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる

### 経済的暴力

- 生活費を渡さない、お金を取り上げる
- 就職や仕事することを妨害する

### 社会的暴力

- 交友関係や電話を細かく監視する
- 外部との接触を制限する

### 子どもを利用した暴力

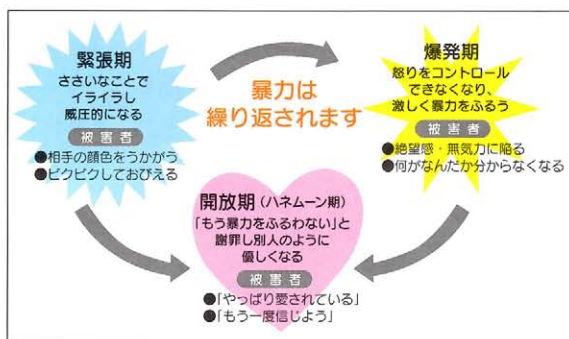
- 子どもの前で暴力をふるう
- 子どもに危害を加えると脅す

## DVのサイクル

DVは、右図のようなサイクルを繰り返しながら、徐々にエスカレートする傾向があります。

加害者は、暴力をふるった後に、一転して反省の態度を見せたり、別人のように優しくなったりということを繰り返します。このため、被害者は「もう二度と暴力をふるわれたりはしないだろう」と期待したり、「この優しい姿こそが相手の本来の姿なのだ」と考えがちです。

しかし、多くの場合、暴力は繰り返され、被害者は次第に逃げる機会や気力を失っていきます。



全てのDVにこのサイクルがあてはまるわけではありません。

## DVで悩んでいるあなたへ ～ひとりで悩まずにご相談ください～

暴力の責任は加害者にあります。どんな理由があれ、暴力は決して許されません。  
ひとりで悩まず、勇気を出して相談してください。

### DV相談ナビ

ここに電話  
**0570-0-55210**

お近くの相談窓口を自動音声でご案内します

#### 【主な相談窓口】

**宮崎県女性相談所**（配偶者暴力相談支援センター）  
TEL (0985) 22-3858  
相談受付時間 【電話】月～金(9:00～20:30)  
土・日(9:00～15:00)  
【面接】月～金(9:00～18:00)

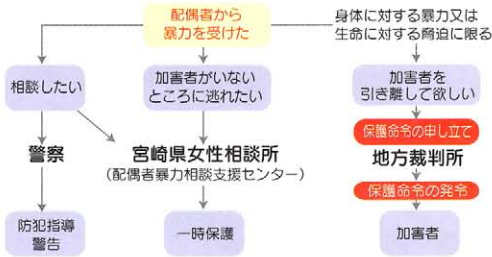
**宮崎警察本部**（警察安全相談室）  
TEL (0985) 26-9110（短縮ダイヤル#9110）  
相談受付時間 【電話】月～金(8:30～17:45)  
※緊急の場合は上記時間以外でも当直で対応可能

**宮崎男女共同参画センター**  
TEL (0985) 60-1822  
相談受付時間 【電話】月～土(9:30～20:00)

DVに関する相談窓口

### 被害者支援の流れ

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止法）



## DVのない社会の実現を目指して

県では、DVのない社会の実現を目指して、リーフレットやカードの作成・配布のほか、啓発パネル展などを開催し、DVを許さない社会環境づくりを進めています。

また、最近、デートDV（結婚していない交際の男女間で起こる暴力）の問題も深刻化してきています。内閣府が実施した調査（2008年）では、20代の女性の5人に1人がデートDVの被害を経験しているなど、社会全体で取り組むべき問題となっており、宮崎県男女共同参画センターでは、県内の高等学校や大学などでデートDV防止講座を開催し、若い世代に対する啓発に取り組んでいます。

**DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。**

私達一人ひとりが「暴力は許さない」という意識をもち、DVのない社会を実現していきましょう。



【デートDV防止講座】



【DV防止啓発パネル展（県立図書館）】

### ～デートDV防止講座を受講して（高校生の感想）～

「デートDV」は今回初めて聞く言葉だったので、とても勉強になりました。その中でも心に残った言葉は、「いろいろな力の差があるけどみんな対等なんだ」と「DVにならないためには対等な関係が大切である」という2つです。DVにならないためには、どんな時でも相手のことを考えて行動しなければならぬと感じました。

お互いに相手のことを考えて、一緒にいると心地よいと思える、それが本当の恋人同士だと思います。暴力で押さえこもうという考えは、愛とは言わないと思います。

誰かと共に生きていくことについては、よく考えてゆくことが大事だと思います。自分の人生をもっと大事にしようと思いました。

# 認知症サポーターになろう！

高齢化の進展に伴い、今後、認知症の人が増加することが見込まれます。

認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」についてお知らせします。



## 認知症サポーターとは

市町村が実施する「認知症サポーター養成講座」を受けることで、「認知症サポーター」となります。認知症サポーターには、認知症の人とその家族を支援する目印として、「**オレンジリング**」をお渡ししています。

## 認知症サポーターに期待されること

- 認知症に対して正しく理解し、偏見をもたない。
- 認知症の人や家族に対して温かい目で見守る。
- 近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践する。
- 地域でできることを探し、相互扶助・協力・連携、ネットワークをつくる。
- まちづくりを担う地域のリーダーとして活躍する。

【認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議 ホームページより】

～まずは、自分に出来ることから取り組みましょう～

## 認知症サポーター養成講座について

- 市町村が実施しています。（開催回数・時期は、それぞれです。）お住まいの市町村の高齢者福祉を担当する課（または介護保険の担当課）にお尋ねください。
- 養成講座のカリキュラムの例  
認知症の基礎知識、早期診断・治療の重要性、権利擁護、認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできること（計90分）



<講座の教材>



<オレンジリング>

(問合せ先)宮崎県長寿介護課 TEL(0985)26-7059

# 宮崎県高齢者総合支援センター

近年、高齢化が一段と進展する中、高齢者の心配ごとや悩みごとはますます複雑化し増大しています。当センターは、高齢者にかかわる家庭、経済・生活、医療・介護、虐待等々に関する諸問題を解決するための相談窓口として、高齢者のセーフティーネットとなるよう努めています。

当センターでは、次の3つの事業を運営していますが、各種相談や研修等を通じて高齢者及びその家族等の福祉の増進を図ることとしていますので、お気軽にご相談・ご利用ください。

## 1 総合相談(秘密は厳守します!!)

高齢者やそのご家族の心配ごと、悩みごとの相談や問い合わせに総合的に応じるとともに、関係機関との連携や情報提供を通じて、その解決のお手伝いをします。

### ●一般相談(無料)

相談員が生活全般、福祉サービスの利用などに関する相談に応じます。

電話、来所及び文書(FAXを含む)のいずれの方法でもできます。

相談日:月曜日から土曜日まで(祝日及び年末年始を除きます。)

相談時間:午前8時30分～午後5時15分

### ●法律相談(無料)

弁護士が当センターにおいて面接での相談に応じます。(予約制です。)

相談日:毎週水曜日及び第4金曜日(祝日及び年末年始を除きます。)

相談時間:午後2時～午後4時(4人まで)



相談電話:(0985)25-1100 FAX(0985)22-6670

## 2 介護等普及啓発

福祉用具を展示し福祉用具に関する相談に応じるとともに、介護講座等の研修の開催、高齢者介護や福祉に関するDVD・ビデオテープの貸し出しを行っています。

### ●福祉用具の展示・相談

「福祉用具展示場」において、約900点の福祉用具を展示しています。

どなたでも自由に見学、体験、相談ができます。

### ●見学コース(無料)(随時お申し込みください。)

団体、グループの方を対象に福祉用具に関する説明を行います。

### ●介護入門コース(無料)(随時お申し込みください。)

団体、グループの方を対象に高齢者疑似体験、車いす体験、アイマスク体験等の講座を行います。

### ●介護基礎講座(無料)

県民の方を対象にした基礎的な介護技術の講座を開催します。(年間10回程度)

### ●図書、ビデオテープ、DVDの貸し出し(無料)

2週間を期限にレンタルを行っています。(身分証明書提示が必要です。)

開館日:月曜日から土曜日まで(祝日及び年末年始を除きます。)

開館時間:午前9時～午後5時



福祉用具展示場



電話:(0985)32-0160 FAX(0985)22-6670

## 3 高齢者支援

- 高齢者虐待、認知症などに関する市町村や地域包括支援センターの取り組みについて助言や支援を行います。

- 高齢者虐待については、高齢者虐待対応専門チーム(県弁護士会、県社会福祉士会で構成)と連携して、市町村や地域包括支援センター等への支援を行います。

業務日:月曜日から金曜日まで(祝日及び年末年始を除く。)

業務時間:午前8時30分～午後5時15分

電話:(0985)25-1109 FAX(0985)22-6670

# えせ同和行為を排除しましょう!

えせ同和行為とは、同和問題を口実として行われる  
不当な要求や不法な行為などです。

今日みられるえせ同和行為の多くは、「同和問題について理解しているか」とか「同和問題の解決のために協力してほしい」など、あたかも同和問題に関する差別解消運動の一環であるかのようにみせかけて、高額な図書等の購入を高圧的に迫ったり、寄付金や協力金等を一方的に要求するものです。

このため、えせ同和行為は、同和地区の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人たちに対するイメージを著しく損ね、ひいては同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっており、これまでに行われてきた啓発の効果を一挙に覆すものです。

同和問題の解決のためには、このようなえせ同和行為の横行を断固排除する必要があり、その手口や内容などを知った上で、き然とした態度で対処することが重要です。

## 「えせ同和行為に関するアンケート調査」結果

県では、えせ同和行為の実態を把握するため、平成24年1月、県内の3,000事業所を対象にアンケート調査を実施しました。(調査対象期間：平成23年1月～12月、回答事業所数1,262事業所 回答：42.1%)

### 1 「同和問題を口実に不当、不法な要求を受けたことがある」と回答した事業所数等

- 事業所数 64事業所(被害率5.1%)
- 要件件数 84件(1事業所平均1.3件)

### 2 要求の種類

- ①図書等物品購入……………79.8%
- ②寄付金・賛助金・協力金の強要……………15.5%
- ③下請への参入……………3.6%

### 3 要求の手口

- ①執拗に電話をかけてくる……………29.4%
- ②同和問題を知っているかと脅す……………22.5%
- ③大声で威嚇する……………20.6%

### 4 要求の口実

- ①同和問題の知識(認識・研修)不足……………25.0%
- ②単なる言いがかり、無理難題……………23.6%
- ③他社を引き合いに出す……………18.1%

### 5 要求に応じた事業所数等

- 事業所数 5事業所(応諾率7.8%)
- 応諾件数 5件(1事業所1件)

### 6 要求に応じなかったときの相手の反応

- ①引き下がった……………84.5%
- ②要求等の内容や態様を変えてきた……………6.9%
- ③迷惑電話などのいやがらせ行為を続けた……………1.7%
- ④親会社や監督官庁等に連絡すると脅した……………1.7%

※相手からの不当な要求に対しては、き然とした態度で断ることが大切です。

そうすれば、「相手が引き下がり、その後は何もしてこなかった」という意見が多く寄せられています。安易な妥協はせず、困ったときは、県、市町村、警察、法務局、暴力追放センター、弁護士会などに相談しましょう。

※様々な人権問題に関心を持ちましょう

県のアンケートでは、定期的に人権問題の職場研修を実施している事業所は、「えせ同和行為」にき然として対処し、被害を受けていません。

えせ同和行為を排除するためにも、同和問題をはじめとした、各種の人権問題に日頃から関心を持ち、正しい理解を持つように努めましょう。

※県では、えせ同和行為の対応マニュアル(対応に当たったときの心得・困ったときの相談先等)を配布しています。必要な方は、県庁人権同和对策課(電話(0985)26-7067)まで御連絡ください。

また、県庁ホームページからダウンロードすることもできます。

[宮崎県](#) [ストップえせ同和](#)

[検索](#)



# TO YOUR HEART



未来を担う子どもたちの願いや思いが込められた作品です。

平成23年度人権に関する作品：作文（小学生・3年生以下の部）優秀賞

## かわいそうじゃないんだ 延岡市立西小学校2年 松田 侑希さん

からだのふじゆうな人はたくさんいます。わたしのお母さんのしごとは、からだのふじゆうな人の学校の先生です。わたしは、いつもお母さんに、「今日は、学校どうだった？」と聞きます。すると、いつもお母さんは、いろんな話をしてくれます。わたしはいつもそのはなしをきくと、とてもたのしくなります。なぜなら、わたしがしらないことばかりだからです。

きのうのよる、わたしはいつものように、その日のことをお母さんにおしえてもっていました。じゅぎょうのたいいくのこと、あさの会のことなどを聞いていました。お母さんのはなしで、じぶんたちのべんきょうとはちがうことをしているのがわかってびっくりしました。たとえば、じりつかつどうというべんきょうです。このじゅぎょうは、車いすの人が、じぶんで車いすにのれるようにれんしゅうしたり、なかなかうごかないゆびをうごかせるように、道ぐをつかってれんしゅうするそうです。その時間はとても大きな時間で、じぶんでなんでもできるようにがんばる時間だと言っていました。

ほかに、お母さんのクラスの子どものはなしも聞きました。ちゅうしゃきで、はなについているくだから水を入れて、水をのむ子、くうきをたくさんすすめるようにはなにくだをつけて、ボンベをもちあるかないといけないう子などはなしです。

わたしは、お母さんのしごとは大へんだと思いました。でもお母さんは、まい日たのしうななかおをしているので、わたしはどうしてかなと思います。わたしはお母さんにこんなことを言われました。

「車いすのっている人とかは、かわいそうと言ったりするけど、お母さんはあんまりおもったことがないよ。だってね、車いすの人もゆきたちとおなじようにとくいなことがあるんだよ。ゆきたちができなくて、車いすの人しかできないことだってあるんだよ。お母さんは、その子たちといっしょにいるととてもたのしいし、いつもわらってられるんだよ。」

わたしは、そのお母さんのことを聞いて、からだのふじゆうな人も、わたしたちとおなじように、できないことができるようにならなうにがんばっていることがわかりました。そして、わたしのお母さんがいつもたのしうにしているのは、そんながんばっているからだのふじゆうな子どもたちのお手つだいができるからだだと思います。お母さんが手つだってなにかできた子どもは、とびっきりのえがおをするから、お母さんは手つだってよかったと思うのでしょ。

こんど、わたしもからだのふじゆうな子どものお手つだいをしてあげたいです。

### 「人権に関するメッセージ」募集について

宮崎県人権啓発推進協議会では、「相手を思いやること」や「それぞれの個性を認め合うこと」の大切さ、差別や偏見について考えていることなど、人権をテーマとするエッセイ・体験談を募集しています。

優秀作品については、本誌への掲載等、啓発資料として活用させていただきます。

#### （応募要領）

- （1）応募規定 800字以内のエッセイ又は体験談で、未発表・未投稿の自作の作品であること。
- （2）応募対象 県内に居住している方、もしくは県内の事業所・学校に在勤・在学の方。
- （3）応募方法 表題、氏名（ふりがな）、年齢、郵便番号、住所、電話番号を明記の上、郵送、FAX、電子メール又は持参により応募してください。

（募集期限）年間を通じて募集しています。

（賞品）優れた作品の応募者には、ギフトカードを差し上げます。

詳しい応募要領については、[宮崎県人権ホームページ](#)・[人権に関するメッセージ](#) **検索** をご覧ください。  
みなさんの貴重な「思い」をお待ちしています。

#### （応募先・問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1 県庁8号館6階  
宮崎県人権啓発推進協議会（事務局：宮崎県人権同和对策課）  
TEL(0985)32-4469 FAX(0985)32-4454 E-mail jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp

# 「人権啓発協働推進事業」の取組紹介

宮崎県では、人権に関する活動に取り組む民間団体が有する柔軟な発想等を活用して、効果的な人権啓発活動を協働して実施しています。

今年度も、「人権啓発協働推進事業」の企画を募集し、応募のあった8件の中から3件を委託事業として選定し、次のとおり実施しました。

## 実施団体：株式会社テレビ宮崎商事

(事業名) 高齢者の人権に関するラジオ番組の制作

(日 時) 平成24年1月31日(火) 15:00~15:55

(放送局) JOY FM(エフエム宮崎)

(内 容)

「高齢者の人権」を大切にするために、私たちにできることは何か。人権啓発特別番組「Think of Human Rights」～人権について考えてみよう～を制作し、若い世代も含めた幅広い年齢層に対して、人権について考えるきっかけを提供した。

番組では、高齢者の介護に携わる方々をゲストに迎え、「高齢者虐待のない宮崎」を実現するためにはどうしたらよいか、ということに焦点を当てながら、①高齢者虐待の現状、②高齢者の介護の現状、③認知症に対する理解の促進、について議論を展開した。

出演者から、「高齢者の人権」を取り巻く状況、とりわけ高齢者虐待の背景や課題等を聞きながら、誰もが人ごととして無関心ではいられない状況にあることを認識することができた。

また、これらを自分自身の課題として認識することが、それぞれの状況に応じた様々なアイデア（「高齢者虐待」だけでなく、「高齢者に対する悪質商法」や「孤立死」の問題などの解決の糸口）を生み出す突破口となる可能性を感じた。

「介護は自分たちの代の役割」と決めつけず、子や孫も介護に関わらせたり、世代間交流の活発化を図ることで、介護される高齢者の人権だけでなく、介護する側の人権も大切にできることなどが、具体例を挙げて話し合われた。

「高齢者の人権」を大切にすることは、「みんなの人権」を大切にすることだと捉え直す機会となった。

### 【出演者】

- 進行役 櫻木田智子さん  
(エフエム宮崎アナウンサー)
- ゲスト 吉村 照代さん  
(公益社団法人認知症の人と家族の会宮崎県支部 世話人代表)
- ゲスト 渡木 千里さん  
(宮崎市西地区地域包括支援センター 社会福祉士)
- ゲスト 大野 承さん  
(特別養護老人ホーム悠楽園 介護主任)



FM 宮崎での  
収録の様様



## 実施団体：Happy Miyazaki Life(宮崎大学教育・学生支援センター)

(事業名) 大学生が発信する「みんなが輝くまち、みやざき」

(内容)

みんながやりがいや充実感を持ちつつ、個性と能力を発揮できる社会の実現を推進するため、大学生の目線で次のテーマについて調査等を行い、その成果を情報誌「Happy Miyazaki Life」に取りまとめ、これから社会に踏み出していく県内の大学生・高校生や、出産・育児後に再就職しようとしている人たちに発信した。

① 県内の企業等(25社)に対するインタビュー

それぞれの職場が実践しているワークライフバランスをはじめとする取組みや、一人の労働者として感じている仕事のやりがい、ワークライフバランスに対する意識等について、聴き取り調査を行った。

② 大学生(235名)を対象とするアンケート

大学生のワークライフバランスに対する認知度とキャリアデザインとの相関関係等を把握するための意識調査を行った。

③ 出産前、育児中の女性へのインタビュー

育児休暇の取得等や職場の雰囲気などの働きやすさに関すること、復職に対する考え方などについて、聴き取り調査を行った。



## 実施団体：M20

(事業名) 劇映画「青い鳥」上映と「いじめ」について語ろう

(期 日) 平成23年10月29日(土)

(場 所) 延岡市社会教育センター 多目的ホール

(参加者数) 221名

(内 容)

① 劇映画「青い鳥」上映会

うまくしゃべることができない吃音の臨時教師(村内)は、その分「本気の言葉で」「未来は変えられる」と訴える。

この映画は、等身大の学校内でのいじめや、生徒と先生のやりとり、それらを取り巻く学校の対応等をリアルに描いており、人と人との真摯な関わり合い方について、考えさせられる内容であった。

今の中学生だけではなく、かつては中学生であった大人にとっても、「今までの過ちと向き合うことが、未来の糧となる」というメッセージとなった。

上映会の参加者には、あらかじめ参考図書「ナイフ」を配付することにより、「いじめ問題」に関する様々な問題点等を認識していただいた上で、鑑賞していただいた。

② 「いじめ問題ワークショップ」

劇映画鑑賞後に、その感想や「いじめ問題」に関して普段感じていること等について、意見交換を行った。

参加者からは、日常生活における「人と人との関わり合い」や「人間の存在」などにも意見が及び、改めて、人権について幅広い視点から考える機会となった。



# (県民人権講座) わたしたちの人権講座

## 人権啓発・研修を支援します!

私たち一人ひとりが、人権・同和問題を正しく理解しお互いの人権を尊重することで、誰もが暮らしやすい社会をつくることができます。地域や職場で、積極的な人権研修を実施しましょう。

### ①研修会への講師派遣「人権出前講座」

企業や団体の研修に講師(人権同和対策課の職員)を派遣します。講師料等は、必要ありません。

### ②県民人権講座の開催「センター視察研修」

宮崎県人権啓発センターの研修室で、「わたしたちの人権講座」を開いています。ビデオを使いながら「人権」について楽しく学ぶことができます。



平成23年11月15日(火)  
諸塚村立諸塚中「家庭教育学級」の皆さん



平成23年12月1日(木)  
日南市立北郷小中「家庭教育学級」の皆さん



平成23年12月2日(金)  
日南市立榎原小中「家庭教育学級」の皆さん



平成23年12月6日(火)  
椎葉村立小崎小「家庭教育学級」の皆さん



### センターで研修を受けられた皆さんの声!

「身のまわりにあるさまざまな人権問題について、学ぶことができた。」

「子どもの人権について、考えることができた。帰って、子どもをぎゅっと抱きしめようと思います。ここへ来て、よかったです。」

「人権って難しいことだと思っていたけれど、自分の意識や行動が大切だと感じた。」

# 人権に関するビデオを貸し出しています。

学校での人権学習や職場研修などに御利用ください。

## 新しいビデオ教材



部落のこころを伝えたい 第15巻  
「夫婦で差別と闘います」  
30分/DVD

結婚して3年。  
被差別部落出身の妻と被差別部落外出身の夫は  
講演活動を始めた。二人の講演は部落差別の実  
態を重層的に暴いていく。

「わかったつもりでいませんか？」

セクハラ対策の新常識

- 1.セクハラになる時、ならない時（基礎編）24分/DVD
- 2.あなたならどうする（応用編）25分/DVD

地位や性別の差から、今も多くのセクハラが起  
きており、実際の職場事情に見合ったセクハラ  
対策が急務となっています。事業主の措置義務  
違反とならないためにも、現実をしっかり対応  
したセクハラ対策を構築するための教材です。



「パワー・ハラスメント その時あなたは…」  
26分/DVD

経営者、管理職だけでなく、働くすべての人を対象にパワー・  
ハラスメントをわかりやすく解説しています。

- ①パワー・ハラスメントの基本的な解説
- ②パワー・ハラスメントへの対応
- ③被害者へのインタビュー
- ④事例にもとづくドラマと解説
- ⑤二次被害の基本的な解説

※この他にも新しい作品がたくさん入荷しています。詳しくは宮崎県人権ホームページをご覧ください。

### 啓発資料の提供

「人権・同和問題の正しい理解のために」をはじめ、様々な人権問題に関する啓発冊子を用意していま  
す。研修を計画される場合は、冊子の提供もできますので、御相談ください。

問合せ先 宮崎県人権啓発センター TEL(0985)32-4469

## 宮崎県人権啓発センターのご案内

## ① 研修会の実施

- ・人権啓発指導者研修
- ・地域人権セミナー
- ・企業人権セミナーなど

## ② 研修会への講師の紹介及び派遣

- ・企業や民間団体等の研修会への職員派遣、外部講師の紹介

## ③ 人権に関する作品募集

- ・小、中、高校生から人権に関する作文や図画・ポスターを募集

## ④ 人権啓発情報誌及び資料の作成

- ・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成

## ⑤ マスメディアによる啓発

- ・人権啓発映画のテレビ放映や人権啓発CMの放送、新聞などによる広報

## ⑥ 夏休みふれあい映画祭の開催

- ・夏休み期間中に、親子で楽しめる人権啓発映画の映写会を開催

## ⑦ ホームページでの情報提供

- ・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介

## ⑧ 人権啓発ビデオ等の貸出

- ・ビデオテープや図書、機材等の無料貸出

## ⑨ 人権に関する相談

- ・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。[人権相談専用電話 \(0985\) 26-0238](tel:0985260238)

## ⑩ 県民人権講座や子ども人権ビデオ上映会の開催

- ・研修視察等、随時、受付を行っています。

## ⑪ 団体情報登録制度

- ・県内の人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体やグループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。

## 団体情報登録のメリット

- ・研修室、メールボックスなどセンターの施設の利用
- ・ホームページなどでの活動紹介
- ・各種啓発事業や研修会等の案内や情報誌「じんけんの風」や啓発資料の配付など、情報の随時提供
- ・交流会の開催など、団体相互の交流の支援

## 登録の方法

- ・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

## ■図書・ビデオ等の貸出について

貸出の際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。  
登録の手続については、センターにお尋ねください。

## ◆貸出冊数及び貸出期間

- ① 図書 貸出冊数：3冊以内 貸出期間：14日以内
- ② ビデオ 貸出本数：3本以内 貸出期間：14日以内
- ③ 機材 貸出期間：14日以内

(機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

## ◆ビデオについて

ライブラリー所蔵のビデオの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。



## 編集後記

このところ、愛娘(小4)の新聞を熟読する機会が増えてきました。

住宅・マンション販売と旅行の広告欄を見つけては、「きゃっ、このマンションひろーい」「このホテルに泊まってみたい」と歓声を上げ、それだけ見終わると「はぁ」とため息をついています。

普段から「新聞を読んだら楽しいことがいっぱい書いてあるよ」と言ってきたものの、人の関心はさまざま、きっかりもさまざまです。

さて、「いい広告を見つけたねえ」と絡むべきか、絡まないべきか。

(外)



## 宮崎県人権啓発センター

宮崎市横通東2-10-1 県庁8号館6階(宮崎県人権局と対策課内)

TEL.(0985)32-4469 FAX.(0985)32-4454

◎情報・ご意見などをお待ちしています。 <http://www.m-jinken.jp/>